

高松経済記者クラブへも  
同時に資料提供しています。

令和5年5月24日(水) 14:00  
(公財)かがわ産業支援財団地域共同研究部  
末澤 087-869-3440  
香川県産業政策課 糖質バイオ・知的財産G  
久保・山下 087-832-3352 (内 3424・3429)

## 石丸製麺(株)の「讃岐もち麦うどん」が機能性表示食品としての届出を完了しました！

石丸製麺株式会社(高松市)が、大麦由来β-グルカンの機能性に着目して開発した「讃岐もち麦うどん」について、同社から消費者庁に機能性表示食品の届出<sup>※1</sup>が行われ、このたび、下記の内容で届出が完了しました。

機能性表示食品の届出<sup>※1</sup>にあたっては、県が機能性評価に要する経費に対する助成を行うとともに、香川県産業技術センター<sup>※2</sup>が機能性関与成分の分析支援を行いました。

また、(公財)かがわ産業支援財団が設置した「新機能性表示食品開発相談センター」<sup>※3</sup>が、届出手続き等に対する支援を行いました。

### 【機能性表示食品の内容】

- 届出日 : 令和5年1月31日
- 届出者名 : 石丸製麺株式会社
- 商品名 : 「讃岐もち麦うどん」(届出番号 H1119)
- 機能性関与成分 : 大麦由来β-グルカン
- 表示しようとする機能性 :  
食後の血糖値の上昇をおだやかにする
- 1日摂取目安量 : 100g  
(大麦由来β-グルカンが1.055g含まれる。)
- 製品価格 : 400円(税抜き)
- 販売開始 : 令和5年6月1日(木)

<本製品に関する問合せ先>

石丸製麺株式会社 (担当:津村)  
TEL:087-879-6117



<補足説明>

※1 機能性表示食品制度

特定保健用食品（トクホ）や栄養機能食品とは異なる機能性表示の制度であり、「機能性表示食品」は、事業者の責任で、科学的根拠を基に商品パッケージに食品機能性を表示するものとして、食品表示法に基づき消費者庁に届け出られた食品です。この制度は平成27年4月1日から施行され、これまでに全国で6,900件以上の商品の届出が完了されていますが、大手食品企業からの届出が多く、県内企業の届出商品は今回の商品を含めて37件となっています。

※2 香川県産業技術センター

消費者庁への届出に当たっては、科学的根拠に基づいた機能性の評価を行う必要があることから、香川県産業技術センターでは受託研究や依頼分析等を通して、食品の機能性関与成分の定量や評価を行っています。

<支援内容>

機能性関与成分の分析

※3 新機能性表示食品開発相談センター

県内食品企業等の機能性表示食品の取組みを推進するため、平成27年6月に（公財）かがわ産業支援財団地域共同研究部内に設置した相談センターで、相談員2名を配置しています。今回の消費者庁への届出にあたり、石丸製麺（株）から業務を受託し、次の取組みを行いました。

<支援内容>

①届出書類（案）の作成。

②届出内容に対する消費者庁からの指摘事項（質問事項）対応の協力。